

陳情番号	7 5	付議年月日	7 . 6 . 2 4
件 名	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
総務政策常任委員会	横浜市旭区四季美台 5 5 － 6 ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会 代表 出 井 健三郎		
<陳情の要旨> 職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、購読する事で、心理的な圧力を感じたという実態が本当でないかどうかを、職員に寄り添って調査・確認するように行政に求めてください。仮に心理的圧力を受けた職員がおられた場合には、適切に対応してください。 <陳情理由> 全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会 8 1 カ所で庁舎内における勧誘・配達・集金の実態調査及び自粛を求める陳情が採択されております。 神奈川県各市町村では「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情」が、南足柄市、綾瀬市、大和市、座間市、伊勢原市、海老名市、厚木市、清川村、寒川町、真鶴町、松田町で採択、趣旨了承されました。逗子市、愛川町、藤沢市、鎌倉市は「実態調査を求める陳情」を提出し採択して頂きました。 さらに神奈川県では、2003年3月に川崎市が実態調査、2023年以降は南足柄市、大磯町、寒川町、真鶴町、逗子市が調査し改善へと大きく舵を切りました。 私たちは、2023年8月に「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める神奈川県民の会」として陳情を提出しましたが、審議は継続のままとなり、実態調査すら実施されていない状況が続いています。 そのため、庁舎内における政党機関紙の購読勧誘が、議員による職員への心理的圧力やハラスメントにつながる懸念があるにもかかわらず、それに対する具体的な対策は講じられておりません。 もとより、職場におけるハラスメント防止の重要性に異論を唱える政党・会派・議員はいないと信じます。にもかかわらず、問題の放置が続いていることは極めて遺憾であり、議会として対応すべき課題であると考えます。 そこで私たちは、団体名称を「ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会」に改め、先の陳情は取り下げるとともに実態調査を早急にすることを求めるため、新たに陳情を出すことにしました。			

「庁舎内の勧誘行為に伴う職員の感じ方」に関しては、各自治体で先駆けて実態調査が完了しており、参考になるかと思います。どの自治体でも、勧誘された際に「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割（3人に1人）、多い自治体では8割（5人に4人）にのぼっています。アンケートでは、職員の自由記述欄を設けた自治体もあり、職員の率直な声をぜひご確認ください（宇都宮市、霧島市等）。多くのケースで「職員が自分の意志に反して、断れずに購読した」という実態があります。購読中の職員においても「やめたいが、言い出せない」という状況が今も継続しています。アンケート調査の具体的な実施がなければ、このような職員の声が行政や議員に届くことはありませんでした。

厚生労働省が示すハラスメントの定義は「職務上の地位や役職などの優位性を背景に適正な業務の範囲を超えて精神的、身体的苦痛を与える、又は職場環境を悪化させる行為です」とあります。

議員が職務上の優位性（議員としての地位）を背景に、庁舎内で政党機関紙を勧誘する事は、議員本人の意図に関わらず、「心理的圧力が伴っている」現状があります。その意味で、職員にとっては、庁舎内で自分の意志に反して購読する事自体が、精神的、経済的負担がかかるパワーハラスメント行為といえるのではないのでしょうか。

庁舎内において、議員による職員に対するパワハラ行為、セクハラ行為などは絶対に放置してはなりません。2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。神奈川県議会においては、職員から相談がないからといって問題を放置するのではなく、全国自治体においては「心理的圧力を感じた」という深刻な実情が次々と明らかになっていることから、政党機関紙の勧誘・購読・集金に対して心理的圧力を感じている職員がいなか現状把握を求めます。